

第1 審査会の結論

徳島県警察本部長が行った本件個人情報開示請求拒否決定は、これを取り消し、改めて開示等の決定を行うべきである。

第2 諮問事案の概要

1 平成26年10月17日付審査請求（以下「本件審査請求」という。）に至る経緯

(1) 個人情報開示請求

平成25年6月5日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、〇〇〇の法定代理人として、徳島県知事に対して「〇〇〇警察署から徳島県〇〇〇子ども女性センターへ送付された〇〇〇に関する児童福祉法25条に基づく通告を示した文書（通告文）」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 事案の移送

平成25年6月10日、徳島県知事は、本件請求に係る保有個人情報を「平成〇年〇月〇日付けで〇〇〇警察署長から〇〇〇子ども女性相談センターあてに通告された児童通告書に記載された情報」と特定し、当該保有個人情報は警察本部（〇〇〇警察署）が作成したものであるという理由から、条例第23条第1項の規定に基づき、徳島県警察本部長（以下「実施機関」という。）に事案を移送するとともに、審査請求人に通知した。

(3) 実施機関の平成25年決定

平成25年6月17日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第45条第1項に規定する少年の保護事件に係る裁判等に係る保有個人情報に該当し、条例第44条第7項の規定により開示等に係る条例第2章第2節及び第3節の規定を適用しないとする保有個人情報であるとの理由から、条例第20条第3項の規定に基づき、請求拒否決定（以下「平成25年決定」という。）を行うとともに、審査請求人に通知した。

(4) 平成25年審査請求

平成25年8月15日、審査請求人は、平成25年決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、徳島県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求（以下「平成25年審査請求」という。）を行った。

これに対して、諮問庁は、審査請求書の記載事項に不備があるとして、同法第21条に基づき、審査請求人に同月22日付けで同年9月5日を期限とする補正命令を行った。

そして、審査請求人は、補正した審査請求書を提出し、諮問庁は、同年8月28

日にこれを受理した。

(5) **平成25年諮問**

平成25年9月9日、諮問庁は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して平成25年審査請求について諮問（以下「平成25年諮問」という。）を行った。

(6) **平成26年答申**

平成26年6月23日、当審査会は、「家庭裁判所に送致されない事件については、行政機関個人情報保護法第45条第1項に規定する少年の保護事件に係る裁判や保護処分の実行に係る保有個人情報であるとしてこの規定を適用することはできないものと解される。本件通告については、平成〇年〇月〇日に家庭裁判所に送致されないことが決定している。本件請求は、平成25年6月5日のことであり、本件請求時点では、本件事案（平成25年諮問）の原因となった事件について家庭裁判所送致とならないことが決定していたのであるから、本件保有個人情報が同項の少年の保護事件に係る裁判や保護処分の実行に係る保有個人情報に該当するとして、条例の定める開示請求等の適用除外となると判断し、開示請求拒否決定をしたことは妥当ではない。」とし、「徳島県警察本部長が行った本件個人情報開示請求拒否決定は、これを取り消し、改めて開示等の決定を行うべきである。」との答申（以下「平成26年答申」という。）を行った。

(7) **裁決**

平成26年8月7日、諮問庁は、「触法少年（少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項第2号に規定する少年をいう。以下同じ。）に係る調査及び児童通告の性格、少年の保護事件に係る保有個人情報の性質、家庭裁判所へ送致されない事件に係る保有個人情報を開示請求の対象とすることへの問題点等に鑑みると、本件保有個人情報を開示請求等の適用除外とすることが望ましいが、答申を尊重し、本件開示請求に係る保有個人情報が少年の保護事件に係る裁判及び保護処分の実行に係る保有個人情報に該当するとして本件決定を取り消す。」旨の裁決（以下「本件裁決」という。）を行った。

(8) **実施機関の決定**

行政不服審査法第43条第2項に基づき、本件裁決の後、平成26年8月20日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報は行政機関個人情報保護法第45条第1項に規定する司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報に該当し、条例第44条第7項の規定により、開示等に係る条例第2章第2節及び第3節の規定を適用しないとする保有個人情報であるとの理由から、条例第20条第3項の規定に基づき、請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行うとともに、審査請求人に通知した。

(9) **審査請求**

平成26年10月17日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法第5条の規定に基づき、諮問庁に対して審査請求（以下「本体審査請求」とい

う。)を行った。

2 諮問

平成26年11月6日、諮問庁は、条例第42条の規定に基づき、当審査会に対して本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

開示請求拒否決定処分を取り消す裁決を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件通告は「司法警察職員が行う処分」でないことは明らかであり、条例第44条第7項の適用はない。

ア 本件通告は、「要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」という児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条に基づくものである。つまり、本件通告は、「要保護児童を発見した」警察官が、児童福祉法第25条に基づいて行った行為にすぎず、警察官が刑事訴訟法上の権限を行使して行った処分ではない。

イ 諮問庁は、行政機関個人情報保護法第45条第1項の「司法警察職員が行う処分」につき、「司法警察職員が、刑事事件等について、法令の規定に基づき公権力を行使して行う捜査活動」と述べる。

しかし、本件で行われた少年法第6条の2第1項に規定する警察官等の調査（以下「触法調査」という。）は、「触法少年の行為は犯罪とはならないため、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく捜査はできないとの理解の下」に規定されたものであり、司法警察職員が行う捜査活動ではない。

また、諮問庁においても、触法調査は、「司法警察職員が刑事事件等について法令の規定に基づき公権力を行使して行う捜査活動に類するもの」と述べており、司法警察職員の見解ではないことを自認している。

ウ 諮問庁は、触法調査の性格や触法調査と犯罪捜査の関係について説明した上、触法調査が「司法警察職員が行う処分」に「類するもの」であるとして、行政機関個人情報保護法第45条第1項が適用される旨を述べており、「司法警察職員が行う処分」につき、その文理から離れて拡大解釈し又は類推適用しているようにも解される。しかし、条例に基づく開示請求については、「広く認められるべき」とするのが法の趣旨であり、適用除外条項を解釈するにあたっては、かかる法の趣旨が尊重されなければならないと解される。適用除外条項の対象となる情報を拡大する方向での解釈は許されないと解される。

したがって、本件情報を適用対象とする諮問庁の理由は、適用除外条項を拡大解釈又は類推適用するものであり、法の趣旨に反する違法不当なものである。

(2) 本件決定は行政不服審査法第43条第1項及び第2項に反する。

ア 行政不服審査法第43条は、同条第1項において「裁決は、関係行政庁を拘束する」、同条第2項において「処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない」と規定している。

第1項は、取消しの裁決を受けた処分庁は、同一の事実関係の下、同一の理由では同一の処分を反復できないという意味であり、第2項には、処分庁は、申請拒否の処分が取り消された場合は、違法または不当とされた実体的理由または手続によらないで処分をやり直さなければならないという意味がある。

同条の趣旨は、取消裁決の後、行政庁、特に処分庁が裁決の趣旨に反した行動をとると、裁決が実質的に無意味となるおそれがあるため、裁決の拘束力には、このような事態が生じないように、裁決の趣旨（すなわち、裁決の主文及びこれを根拠づける理由）に従った行動を「関係行政庁」に義務づける効力があることを明示するという点にある。

もっとも、同一の事実関係を前提としても、裁決理由で違法または不当とされなかった実体的理由を根拠とする場合には、処分庁は再度同じ処分を発動できる可能性がある。

しかし、処分庁が、裁決理由と異なる理由で取り消された前処分と同じ処分を行うことは、実質的に裁決後になされた前処分の理由の差替えに他ならない。裁決後においても理由の差替えを無制限に認めるのであれば、処分庁は理由を変えただけで何度も同じ処分を繰り返すことが可能となるため、処分取消の裁決が実質的に無意味となり、審査請求人は、いつまで経っても取消裁決による実質的な利益を受けることができない。また、処分庁は、平成25年審査請求段階において処分理由を差替え・追加することが可能であり、そのような機会を与えられていながら、故意に又は漫然と理由の差替え・追加を行わなかったのであるから、それによって生じる不利益は処分庁が自己責任として負うべきであるのに、処分庁は何ら不利益を被ることなく、審査請求人に「異なる理由で同じ処分が繰り返される」という不利益な結果をもたらすのは、審査請求人にとってあまりにも不利である。

したがって、差替え・追加が法的に可能であるのに処分庁が主張しなかったことに正当な事由のない処分理由は、同条第1項及び第2項により、もはや用いることができないと解すべきである。

平成25年決定につき、実施機関は、同決定通知において、本件通告文に記録された情報が「少年の保護事件に係る裁判等に係る保有個人情報に該当」として同決定通知を審査請求人に送付した。したがって、同決定に対する平成25年審査請求申立時においては、同決定通知に「少年の保護事件に係る裁判等」と記載されていたため、行政機関個人情報保護法第45条第1項に規定する「刑事

事件若しくは少年の保護事件に係る裁判」「検察官，検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分」「刑若しくは保護処分の執行」「更正緊急保護」又は「恩赦」に係る保有個人情報のうち，いずれに該当するのか明らかではなかった。

そして，平成25年審査請求が当審査会へ諮問された後，諮問庁が当審査会へ提出した理由説明書において，平成25年決定を行った理由が「少年の保護事件に係る裁判」及び「保護処分の執行」に係る個人情報に該当することから，拒否処分を行ったということが明らかにされた。つまり，平成25年決定の理由説明の時点で，「司法警察職員が行う処分」に係る個人情報に該当するという理由は除かれていたのである。

そもそも，平成25年決定は同条項の適用を理由としているのであるから，実施機関は，平成25年決定時（平成25年審査請求手続時）にも，当然「司法警察職員が行う処分」の該当性も検討し，その上で「少年の保護事件に係る裁判」及び「保護処分の執行」に係る個人情報のみを理由として挙げたのである。このような検討の上で，「司法警察職員が行う処分」をあえて除外したのは，実施機関自身が「司法警察職員が行う処分」に係る個人情報に該当しないと考えていたからに他ならない。

このように，本件決定の理由は，平成25年決定の理由と文言上異なるものであるが，平成25年審査請求手続時に実施機関においてその理由を追加することは十分に可能であり，平成25年審査請求手続時に主張しなかったことにつき正当な理由のないことは明白である。

よって，本件決定の理由として，「司法警察職員が行う処分」に係る個人情報に該当するという事を用いることは，行政不服審査法第43条第1項及び第2項に反し許されず，違法である。

結論として，本件決定は，前記のとおり，行政不服審査法及び条例（行政機関個人情報保護法）に反する違法な処分であることが明らかであるため，速やかに取り消されるべきである。

イ 諮問庁は，平成25年決定につき，実施機関が「少年の保護事件に係る裁判」及び「保護処分の執行」という2つの事項以外に該当することについて主張しなかったのは，当該2つの事項への該当性を主張することが最も妥当であると判断したためであり，その他の理由に該当することについて主張する必要性を認めなかったもので，本件決定において理由とすることに正当な理由があると述べる。

しかし，条例は，拒否処分の理由につき，その最も妥当であるもののみを挙げることは求めておらず，その他の理由を主張すること自体に何ら法的な制約はなく，紛争の一回的解決という観点からは，むしろ，実施機関において認識している理由を網羅的に挙げるのが要請されているといえるのであり，該当性を認識しながら理由に挙げないということに，全く正当な理由は見いだせない。

さらに，平成25年決定の通知書面においては，行政機関個人情報保護法第45条第1項に規定する「少年の保護事件に係る裁判等に係る保有個人情報に該

当」とのみ記載していただけてから、平成25年審査請求時の理由説明において、「少年の保護事件に係る裁判」及び「保護処分の執行」と並べて「司法警察職員が行う処分」に係る個人情報に該当するとの理由を示すことは十分に可能であり、何ら無理を強いるものでもない。

他方、審査請求人は、少なくとも同一条項によって拒否処分が繰り返されることは全く予期しておらず、本件決定によってその信頼が裏切られたばかりか、開示に向けた不服申立てを強いられることになるのであって、その不利益の程度は極めて大きい。

このように、本件決定において、「司法警察職員が行う処分」に係る個人情報の該当性を理由にすることは、実質的に平成25年決定の理由差替えであり、その理由の差替えには何らの正当な理由は見いだせず、他方で審査請求人に大きな不利益を生じさせるものであるから、行政不服審査法第43条第1項及び第2項に反し違法である。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁から提出された理由説明書を要約すると、本件決定の理由については、次のとおりである。

1 本件決定の理由

(1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報である児童通告書は、少年法第3条第1項第2号に規定する触法少年であって、児童福祉法に規定する要保護児童に該当する少年について、警察署長が同法第25条の規定に基づき児童相談所に通告する際に作成する書類であり、徳島県知事が保有する個人情報である。

(2) 条例第44条第7項（適用除外）規定該当性について

本項では、法律の規定により行政機関個人情報保護法第4章の規定を適用しないとされている個人情報については、前2節の規定は適用しないと規定していることから、行政機関個人情報保護法第45条第1項の規定により、「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報」等は、条例の定める開示請求等の適用除外となる。

ア 「司法警察職員が行う処分」の意義

刑事訴訟法第189条第1項において、「警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。」と規定しており、同条第2項において、「司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。」と規定していることから、「司法警察職員が行う処分」とは、司法警察職員が、刑事事件等について、法令の規定に基づき公権力を行使して行う捜査活動を指すと解

する（平成25年内閣府個人情報保護審査会答申第74号）。

イ 触法調査は、警察官が全て刑事訴訟法の規定による司法警察職員であり、少年法が「刑事事件に関する法令」であることや、触法調査の性格（触法調査は犯罪捜査と同様の性格を有するものであること）や触法調査と犯罪捜査の関係（触法調査と犯罪捜査は明確に線引きできる性質のものではないこと）に鑑みると、司法警察職員が刑事事件等について法令の規定に基づき公権力を行使して行う捜査活動に類するものであると言える。そして、触法調査の目的とするところは、全て、少年法及び児童福祉法の措置に資することであり、この措置には、家庭裁判所が行う保護処分等の他、児童相談所が行う家庭裁判所送致や警察が行う児童相談所への送致・通告も含むものである。

なお、触法少年の児童相談所への通告は、児童福祉法第25条に基づくものであるが、同条に基づく通告は、触法少年だけでなく児童虐待等に係る要保護児童についても対象とされており、通告という行為自体は、あくまでも、児童相談所の所管する権限の発動を促す通知行為に過ぎない。

しかし、警察が触法少年を児童相談所へ通告する際に作成した児童通告書は、警察官が行った触法調査の結果、非行事実を認定し、その内容を記載したものであることから、「司法警察職員が行う処分」に係る保有個人情報に該当し得ると考える。

2 審査請求人の主張に関して

審査請求人は、実施機関が行った本件決定は行政不服審査法第43条第1項及び第2項に反し違法であると主張している。しかし、次の理由から、当該処分は違法でないものとする。

(1) 裁決の趣旨に反するものではない。

ア 裁決の拘束力の意義

行政不服審査法第43条第1項及び第2項は、「裁決は、関係行政庁を拘束する。」、「申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し若しくは棄却した処分が裁決で取り消されたときは、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。」と規定している。

これに関し、「コンメンタール行政法 I 行政手続法・行政不服審査法」は、拘束力の意義について、裁決の趣旨（裁決の主文及びこれを根拠づける理由）に従った行動を「関係行政庁」に義務づける効力であるとし、拘束力の内容について、「処分庁は、申請拒否の処分が取り消された場合は、違法または不当とされた実体的理由または手続によらないで処分をやり直さなければならない。」としている。

本件裁決の内容は、「適用除外条項が設けられた趣旨に沿い、開示請求等の適用除外とすることが望ましいとの結論に至ったものであるが、答申を尊重し、本

件請求に係る保有個人情報に該当するとして本件処分を取り消す。」というものである。

このことから、実施機関は、本件決定が取り消されたのは、あくまでも、「本件請求に係る保有個人情報は「少年の保護事件に係る裁判及び保護処分の執行」に該当しない」という事項のみにおいてであり、裁決は、行政機関個人情報保護法第45条第1項の適用について全てを否定したわけではないと解釈した。

イ 結論

当該処分は、本件裁決の趣旨、つまり、「少年の保護事件に係る裁判及び保護処分の執行には該当しないために処分を取り消す」という趣旨に反するものではなく、また、裁決の拘束力は、裁決において判断された事由に限られるものであるから、裁決において排斥されていない「司法警察職員が行う処分」という別の理由に基づいて再度開示請求拒否決定処分をすることは、違法ではないと考えるものである。

(2) 平成25年決定及び平成25年審査請求における手続は妥当でないとはいえない。

審査請求人は、実施機関の手続について、「平成25年決定時に「司法警察職員が行う処分」に係る個人情報であるか検討を行い、開示拒否の理由とすることは十分に可能であった。」、「平成25年審査請求段階において処分理由を差替え・追加をすることが可能であったのに実施機関が主張しなかったことに正当な事由はない。」などと主張しているため、その点について次のとおり述べる。

実施機関は、平成25年決定における個人情報開示請求拒否決定通知書内の「開示請求を拒否することとした理由」に、「少年の保護事件に係る裁判等に係る保有個人情報に該当」と記載し、後の平成25年審査請求段階における理由説明書で、「少年の保護事件に係る裁判等」が、「少年の保護事件に係る裁判及び保護処分の執行」にあたることを明らかにしている。

つまり、平成25年決定時に、実施機関は、本件保有個人情報が、行政機関個人情報保護法第45条第1項に列挙された全ての事項に該当するというものではなく、「少年の保護事件に係る裁判」及び「保護処分の執行」という2つの事項に該当すると限定したものである。

そして、実施機関が、当該2つの事項以外の理由に該当することについて主張しなかったのは、当該2つの事項への該当性を主張することが最も妥当であると判断したためであり、その他の理由に該当することについて主張する必要性を認めなかったためである。

ア 決定通知書に処分理由を明示する趣旨

条例第20条は、実施機関が、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示するとき、開示しないとき、又は、開示請求を拒否するときは、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない旨定めており、同条による通知について、徳島県個人情報保護条例の施行に関する規程（平成18年警察本部告示第1号）第5条は、決定通知書の様式を定めている。

非開示等に係る理由の付記については、条例に明文化されていないものの、上記決定通知書内には、「開示をしないこととした部分の概要（及び理由）」又は「開示請求を拒否することとした理由」を記載することとなっている。

このように、非開示等決定の通知に併せてその理由を通知すべきとしている趣旨について、判例は、「非公開の理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当とを担保してそのし意を抑制するとともに、非公開の理由を公開請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることを目的としていると解すべきである。そして、そのような目的は非公開の理由を具体的に記載して通知させること自体をもってひとまず実現される（最高裁平成8年（行ツ）第236号平成11年11月19日判決）」としている。

イ 不服申立て段階における処分理由の差替え・追加について

実施機関は、平成25年決定の理由について「少年の保護事件に係る裁判及び保護処分の執行」に該当する旨を審査請求人に通知しているが、そもそも処分理由を通知する目的は、前記アのとおり、非公開の理由を公開請求者に知らせることによってその不服申立てに便宜を与えることとされている。この点、処分後の平成25年審査請求時においては、審査請求人に、当該処分理由に対する意見書提出等の機会も付与されていることから、実施機関が処分理由を「少年の保護事件に係る裁判及び保護処分の執行」に限定して主張したことが妥当ではないとはいえない。

また、処分後における非公開理由の差替え又は追加は、判例等において、処分理由付記の趣旨を没却するものであるとされているところ、実施機関が、処分理由付記義務の趣旨を重視して、平成25年審査請求時に処分理由の追加を行わなかったことについても、正当な理由があるものとする。

以上のことから、実施機関が行った本件決定は、行政不服審査法第43条第1項及び第2項に反するものではないと考えるものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報は、平成〇年〇月〇日付けで〇〇〇警察署長から徳島県〇〇〇こども女性相談センターあてに通告された児童通告書に記載された個人情報であり、徳島県知事が保有する個人情報である。

児童通告書とは、児童福祉法第25条の規定に基づき、同法第6条の3第8項に規定する要保護児童（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童をいう。以下同じ。）に該当する少年について通告する際に作成する書類である。

(2) 「適用除外」規定について

ア 条例第44条第7項について

条例第44条第7項は、「法律の規定により行政機関個人情報保護法第4章の規定を適用しないとされている個人情報については、前2節の規定は、適用しない。」と規定しており、同法第45条第1項に該当する個人情報については、条例第2章第2節（開示，訂正及び利用停止（第13条～第41条））及び第3節（不服申立て（第41条の2～第43条））の規定が適用されない。

イ 行政機関個人情報保護法第45条第1項について

行政機関個人情報保護法第45条第1項は、「前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判，検察官，検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分，刑若しくは保護処分の執行，更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判，処分若しくは執行を受けた者，更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。」と規定し、少年の保護事件に係る裁判，司法警察職員が行う処分，保護処分の執行等に係る保有個人情報を同法第4章（開示，訂正及び利用停止）の適用除外と定めている。

(3) 行政機関個人情報保護法第45条第1項に規定する司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報の該当性について

ア 諮問庁は、「触法調査は，警察官が全て刑事訴訟法の規定による司法警察職員であり，少年法が「刑事事件に関する法令」であることや，触法調査の性格や触法調査と犯罪捜査の関係に鑑みると，司法警察職員が刑事事件等について法令の規定に基づき公権力を行使して行う捜査活動に類するものであると言える。そして，触法調査の目的とするところは，全て，少年法及び児童福祉法の措置に資することであり，この措置には，家庭裁判所が行う保護処分等の他，児童相談所が行う家庭裁判所送致や警察が行う児童相談所への送致・通告も含むものである。なお，触法少年の児童相談所への通告は，児童福祉法第25条に基づくものであるが，同条に基づく通告は，触法少年だけでなく児童虐待等に係る要保護児童についても対象とされており，通告という行為自体は，あくまでも，児童相談所の所管する権限の発動を促す通知行為に過ぎないが，警察が触法少年を児童相談所へ通告する際に作成した児童通告書は，警察官が行った触法調査の結果，非行事実を認定し，その内容を記載したものであることから，「司法警察職員が行う処分」に係る保有個人情報に該当し得る」旨を主張している。

したがって，以下，司法警察職員が行う処分に係る本件保有個人情報の該当性について検討する。

イ 司法警察職員の職務については，刑事訴訟法第189条第1項において，「警察官は，それぞれ，他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより，司法警察職員として職務を行う。」と規定されており，また，同条第2項において，「司法警察職員は，犯罪があると思料するときは，犯人及び証拠を捜査するものとする。」と規定されている。

ウ 児童福祉法第25条は、「要保護児童を発見したものは、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」と規定しており、この規定は、要保護児童を発見したものに通告を義務づけているが、通告の主体を一般人と警察官とで区別していない。

エ 本件請求における通告は、警察官が行ったものであるが、通告に至るまでに触法調査を行ったことがうかがえる。そして、当該調査に係る少年(〇〇〇)が児童福祉法第25条に規定する「要保護児童」に当たると判断して、児童通告書を作成し、児童相談所に通告したものである。それら一連の行為は、少年法に基づく警察官の職務に該当するものである。

しかし、警察官の行った当該通告であっても、児童福祉法第25条に基づく要件を満たした通告という観点からは、要保護児童を発見したものとして、一般人が行う通告と何ら差異はない。したがって、同条の通告については、たとえ警察官の職務として行ったとしても、それをもって一般人が行う通告と法的性格が異なるわけではない。

また、警察官の職務として行った通告であっても、その行為自体は、児童相談所の職権発動を促す通知行為に過ぎず、刑事手続上の捜査に当たる「処分」には該当しない。

オ 本件通告の際に作成された児童通告書を見ると、児童福祉法第25条に求められる通告の内容以上のものが含まれていることがうかがわれ、触法調査に基づく結果が一部含まれているように見受けられる。しかし、そもそも当該児童通告書の作成目的は、児童相談所の職権発動を促す通知を行うことであり、したがって、児童通告書全体として同条の通告のために作成された文書であるという法的性格に変わりはない。

カ 以上のことからすれば、本件通告の際に作成された児童通告書は、行政機関個人情報保護法第45条第1項に規定する「司法警察職員が行う処分」に係る保有個人情報には該当しないと考えられる。

(4) 行政不服審査法第43条に規定する裁決の拘束力について

ア 審査請求人は、本件決定において、「司法警察職員が行う処分」に係る個人情報の該当性を理由にすることは、実質的に平成25年決定の理由差替えであり、平成25年審査請求時において、処分理由を差替え・追加することが可能であったのに主張しなかったことについて正当な理由は見いだせず、行政不服審査法第43条第1項及び第2項に反し違法である旨を主張している。

したがって、本件決定が同条項の趣旨に反するものであるか検討する。

イ 行政不服審査法第43条第1項は、「裁決は、関係行政庁を拘束する。」と規定し、第2項は、「申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し若しくは棄却した処分が裁決で取り消されたときは、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。」と規定している。

ウ 実施機関は、本件保有個人情報「少年の保護事件に係る裁判等」に係る保有個人情報に該当するとして平成25年決定を行っているが、本件保有個人情報が、行政機関個人情報保護法第45条第1項に列挙された事項のうちどの事項に係る保有個人情報であるかを明確にはしていなかった。その後、諮問庁が、平成25年審査請求段階の理由説明書において、少年の保護事件に係る裁判等に係る保有個人情報とは、「少年の保護事件に係る裁判及び保護処分の執行」に係る保有個人情報という2つの事項に該当すると明示したのである。

これに基づき、本審査会において、行政機関個人情報保護法第45条第1項のうち「少年の保護事件に係る裁判及び保護処分の執行」に係る保有個人情報についての該当性について検討し、平成26年答申を行った。

そして、この平成26年答申を受けて、諮問庁は、平成25年決定を取り消す裁決を行い、実施機関は、行政不服審査法第43条第2項の規定により改めて本件決定を行うこととなったが、行政機関個人情報保護法第45条第1項の規定中「司法警察職員が行う処分」という理由を適用して、再度、請求拒否決定を行ったものである。

エ 本件決定は、本件裁決において排斥されていない「司法警察職員が行う処分」という平成25年決定とは別の理由に基づいて請求拒否決定を行っており、裁決の拘束力から見ると行政不服審査法第43条に違反しているとは言えない。しかしながら、平成25年審査請求以降において、理由を追加する機会は十分にあったにもかかわらず、請求拒否決定を繰り返したことにより、紛争の一次的解決が図られず、審査請求人に予想外の不利益を生じさせたということも否定できない。したがって、取消裁決の実効性確保の点からすると手続的適正さを欠いていたと言わざるを得ない。

- (5) 以上のことから、本件保有個人情報が行政機関個人情報保護法第45条第1項に係る保有個人情報に該当するとして、条例第44条第7項に定める開示請求等の適用除外となると判断し、開示請求拒否決定をしたことは妥当ではない。

2 結 論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、「第1 審査会の結論」とおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成26年11月 6日	諮問
12月11日	実施機関からの理由説明書を受理

平成27年 1月21日	審査請求人からの意見書を受理
2月25日	審 議 (第69回審査会)
3月24日	審 議 (第70回審査会)
4月22日	審 議 (第71回審査会)
6月26日	審 議 (第73回審査会)
9月 1日	審 議 (第75回審査会)
10月 5日	審 議 (第76回審査会)